

成年後見制度の概要

1. 成年後見制度とは

成年後見制度とは、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）を保護し、また支援するための制度です。

この制度は、「自己決定の尊重」の理念と「本人の保護」の理念との調和を目的として、より柔軟にかつ弾力的で利用しやすい制度を目指しています。

認知症高齢者や知的障害者あるいは精神障害者など判断能力の不十分な方々は、財産の管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約、遺産を分割するなどの法律行為を自分でおこなうことが困難だと考えられます。また、悪質な商法の被害に遭うなどの恐れもあります。

成年後見制度では、このような判断能力の不十分な方々を保護し、また支援していくために、契約の締結を変わっておこなったり、あるいは本人が誤った判断に基づいて契約をした場合にはそれを取り消すことができるなどの権限を支援者である成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人）に対して付与することができることになっています。

2. 成年後見制度が改正された経緯

平成 12 年 4 月 1 日から施行された成年後見制度は、これまでの民法で規定されていた「禁治産者・準禁治産者宣告の制度」を大幅に見直したものです。従来までの禁治産・準禁治産の制度では、対象者がある程度重い精神上の障害のある方に限定され、保護の内容も画一的・硬直的であると指摘がありました。

また宣告を受けた場合、戸籍に記載されることから関係者が制度の利用に強い抵抗感を感じることもありました。さらに、制度の運営に時間や費用がかかり、当事者に負担をかけるなど利用しづらいという問題もありました。

一方でノーマライゼーションの理念が社会に浸透するにつれて、自分のことは自分で決めて生活したいという「自己決定権」を尊重する動きが広がってきているといえます。

社会福祉の基礎構造改革においても「措置制度」から「契約制度」へと、利用者が自ら福祉サービスを選択し、サービス提供事業者と契約する利用制度へと転換が図られています。

これらの社会情勢を踏まえ、本人の状況に応じた弾力的で、かつ利用しやすい制度として成年後見制度ができたのです。

3. 制度の特徴

(1) 法定後見制度に「補助」類型を追加

成年後見制度では、本人の多様な判断能力や保護の必要性に応じた、柔軟かつ弾力的な対応を可能とするために「後見」・「保佐」・「補助」の3つの類型を規程しています。これらを法定後見制度とといいます。

特に「補助」の類型は、これまで対象とならなかった、軽度の精神上的障害により判断能力が不十分な方のための新たにできた類型です。本人の意思を尊重しながら多様なニーズにこたえられるように、本人の同意の下で特定の契約などの法律王位について支援を受けられることとしています。

禁治産・準禁治産もそれぞれ「後見」・「保佐」と改められ、従来よりも使いやすくなりました。なお、準禁治産の対象であった浪費者のうち、単なる浪費者は除外されることになりました。

(2) 任意後見制度の創設

任意後見制度とは、本人が判断能力の十分あるうちに、前もって代理人である任意後見人に財産管理や身上監護の事務などについて代理権を与える任意後見契約を公正証書で結んでおきます。その後判断能力が不十分になったとき、家庭裁判所が任意後見監督人を選任することによって契約の効力を生じさせるというものです。

本人は、任意後見監督人の監督の下で、任意後見人による支援を受けることが可能になります。なお、公正証書は公証役場において公証人によって作成されます。

(3) 成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の充実

本人の支援体制を充実するために、家庭裁判所が個々の事案に応じて適切な成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」という。）を選べるようにしています。また、成年後見人等を複数選んだり、法人を選んだりすることも可能になりました。

(4) 成年後見登記制度の新設

禁治産・準禁治産宣告の戸籍への記載をやめ、「後見登記等に関する法律」に基づき、成年後見人等の権限および任意後見契約の内容などを登記して公示する「成年後見登記制度」を新設しました。

この登記制度は、後見開始等の審判がなされたときや任意後見契約の公正証書が作成されたとき、家庭裁判所または公証人からの嘱託（依頼）によって、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを登記するものです。登記官が登記事項証明書を発行することによって、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを登記するものです。登記官が登記事項証明書を発行することによって登記情報を開示し、併せて登記がなされないことの証明もおこないます。

(5)市町村長への申立権の付与

判断能力の不十分な方に配偶者または四親等内の親族がなかったり、あるいはこれらの親族があっても音信普通の状態にあるなどの場合、市町村長は、本人の福祉の充実を図るために必要があると認めるときには、法定後見の開始の審判の申立てができるものとされています。

4. 法定後見制度の概要と3つの類型

法定後見制度とは、本人の判断能力に応じて「後見」・「保佐」・「補助」の3つの類型を規定し、主に本人あるいは配偶者または四親等以内の親族等の申立てによって、家庭裁判所が適切な者あるいは法人を成年後見人等に選任する制度です。

(1) 後見類型とは

後見の対象となる方は、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常状にある者」とされています。これは自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている方、すなわち日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある程度の方をいいます。

後見が開始されると、家庭裁判所によって成年後見人が選任され、成年後見人は本人の行為全般について本人を代理することができ、また本人がした行為を取り消すことができます。

後見においては、本人がした行為は取り消すことができますが、日用品の購入など日常生活に関する行為については取り消すことができないとされています。これは、本人の自己決定の尊重及びノーマライゼーションの理念から法律がそこまで介入しないというものです。

なお、後見を開始するにあたって本人の同意は要件とされていません。

(2) 保佐類型とは

保佐の対象となる方は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者」とされています。これは、判断能力が著しく不十分で、自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要な程度の方、すなわち日常的に必要な買い物程度は単独でできますが、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分でできないという程度の判断能力の方をいいます。

保佐が開始されると、家庭裁判所によって保佐人が選任され、本人がおこなう重要な財産行為については保佐人の同意を要することとされ、本人または保佐人は、本人が保佐人の同意を得ないでおこなった重要な財産行為は取り消すことができます。また、必要があれば家庭裁判所は申立てにより、保佐人に対して代理権、あるいは同意権・取消権を付与することができます。

なお、保佐を開始するにあたって本人の同意は要件とされていませんが、代理権の付与及び保佐開始の審判により付与される民法 12 条 1 項各号に規定される同意権・取消権の範囲を拡張する審判には本人の同意が必要となります。

(3) 補助類型とは

補助の対象となる方は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者」とされています。これは、判断能力が不十分で、自己の財産を管理・処分するには援助が必要な場合があるという程度の方、すなわち重要な財産行為は自分でできるかもしれないが、できるかどうか危ぐがあるので本人の利益のためには誰かに代わってやってもらったほうがよい程度の方をいいます。

補助が開始されると、家庭裁判所によって補助人が選任され、本人等の申立てにより選択された「特定の法律行為」について、補助人に同意権や本人が取引等をする事について代理をする権限が与えられます。

代理権や同意権の対象になる「特定の法律行為」については、家庭裁判所が個々の事案において必要性を判断したうえで決定します。補助人に同意権が与えられた場合には、本人または補助人の同意を得ないでした行為を取り消すことができます。

また、補助を開始するにあたっては、本人の申立てまたは同意が必要とされています。補助の対象者は、後見および保佐の対象者と比べると不十分ながらも一定の判断能力を有しているので、本人の自己決定を尊重する観点から、本人が補助開始を申し立てることまたは本人が補助開始に同意していることを必要としたものです。家庭裁判所は、調査や審問を通して本人の同意を確認することになります。

なお、同意権・取消権の付与および代理権の付与にも本人の同意が必要となります。

5 . 任意後見制度の概要

任意後見制度とは、原則として認知症や知的障害または精神障害等の精神上の障害により判断能力が低下した場合に備えて、本人があらかじめ任意後見人となるべき者及びその権限の内容を定め、公証人が作成する公正証書において契約を締結しておくものです。

本人の判断能力が低下した場合には、家庭裁判所が任意後見人を監督する任意後見監督人を選任し、任意後見契約の効力を生じさせることにより本人を保護するというものです。

家庭裁判所が任意後見契約の効力を生じさせることができるのは本人の判断能力が法定後見でいえば少なくとも補助に該当する程度以上に不十分な場合です。

任意後見人には公正証書の契約で定められた代理権のみが与えられます。

なお、任意後見制度においても本人の自己決定を尊重する観点から契約の効力を生じさせるにあたって本人の申立てまたは同意が必要とされており、家庭裁判所は調査や審問を通じて本人の同意を確認することになります。

別表 補助・保佐・後見制度の概要

		補助開始の審判	保佐開始の審判	後見開始の審判
要件	<対象者> (判断能力)	精神上的の障害(認知症・知的障害・精神障害等)により事理を弁識する能力が不十分な者	精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者	精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況に在る者
開始の 手 続 き	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官等 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人(任意後見契約法) 市町村長(老人福祉法・知的障害者福祉法及び精神保健及び障害者福祉に関する法律)		
	本人の同意	必要	不要	不要
機 関 の 名 称	本人	被補助人	被保佐人	成年被後見人
	支援者	補助人	保佐人	成年後見人
	監督人	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人
同 意 権 ・ 取 消 権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定法律行為」	民法13条1項所定の行為	日常生活に関する行為以外の行為
	付与の手続	補助開始の審判+同意権付与の審判+本人の同意	保佐開始の審判	後見開始の審判
	取消権者	本人・補助人	本人・保佐人	本人・成年後見人
代 理 権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	同左	財産に関するすべての法律行為
	付与の手続	補助開始の審判+代理権付与の審判+本人の同意	保佐開始の審判+代理権付与の審判+本人の同意	後見開始の審判
	本人の同意	必要	必要	不要
責 務	身上配慮義務	本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務	同左	同左

6. 成年後見人等の職務

(1) 法定後見人の職務

選任

これまでの禁治産・準禁治産宣告の制度においては、夫婦の一方が宣告を受けた場合は他の一方がその後見人あるいは保佐人になるという配偶者法定後見制度がありました。成年後見制度では、成年後見人等になれる範囲が拡大され、家庭裁判所が個々の事案に応じて適切な者あるいは法人を選任することができるようになりました。

家庭裁判所では、成年後見人等を選任するにあたり、成年被後見人等（本人）の心身の状態や生活の状況、財産の状況などのほか、成年後見人等となる者の職業や経歴、さらには本人との利害関係の有無について考慮しなければならないとされ、また本人の意見、成年後見人等となるべき者の意見を聴かなければなりません。

成年後見人等の役割

成年後見人等の役割は、本人に代わって契約の締結等をおこなうなどして本人を援助したり、また本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すなどして本人を保護し、また本人の利益を守るなどして支援することだといえます。

義務

成年後見人等は、その職務をおこなうにあたり、身上配慮義務として本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態および生活状況に配慮しなければならないとされています。

解任事由

成年後見人等が解任される事由として「不正な行為」あるいは「著しい不履行」が挙げられます。いずれにしても将来にわたって後見事務に悪い影響を及ぼし、また本人の利益を侵害するようなことが解任される事由とされています。

報酬および費用

家庭裁判所が報酬の支払いについての審判申立てを受けた後に、後見事務の内容や成年後見人等の職業等を参考にして、「相当な報酬」額を決めます。なお報酬は本人の財産から支払われます。また後見事務に係る必要な費用についても本人の財産から支払われることになります。

(2) 任意後見人の職務

任意後見人の役割

任意後見人の役割は、任意後見契約により本人から委任された事務をおこなうことです。そこでは、本人の意思を尊重し、かつその心身の状態及び生活の状況に配慮する必要があります。

効力の発生時期

任意後見契約は、本人の判断能力が不十分となり家庭裁判所が任意後見人を選任したことによって契約の効力が発生します。

任意後見人の職務

任意後見人の職務は委任された事務について契約などの法律行為をおこなうことであり、実際に本人の身の回りの世話をすることではありません。契約した内容のものが実際に適切な形で提供されているのか監視することが任意後見人の職務となります。

解任事由

任意後見人は、本人との契約に基づいて職務を行う者なので、解任にあたっても本人の判断が必要になるといえます。しかし本人の判断能力が低下した場合、任意後見人に不正な行為あるいは著しい不履行があるとき、家庭裁判所は任意後見人を解任することができます。

報酬および費用

任意後見契約を結ぶ公正証書に、後見事務に対する報酬について規定することができます。なお報酬は本人の財産の中から支払われます。また後見事務に係る必要な費用についても本人の財産から支払われることになります。

(3) 複数成年後見人制度

複数成年後見人制度とは

複数成年後見人制度とは、旧民法において後見人等は1人でなければならないと規定されていたのに対して、新しい制度では成年後見人等は必ずしも1人だと決められているわけではなく、必要に応じて複数の成年後見人等を選任することができるという制度です。

具体的に複数の成年後見人等を選任する必要があると考えられる場合としては以下のような場合が考えられます。

具体例1)財産管理の事務については弁護士等の法律専門家に、身上監護に関する契約等の事務については福祉専門家または親族に分担させる必要がある場合等

具体例2)本人の日常生活上の法律行為に関する後見等の事務については同居の親族に、本人の遠隔地所在の財産管理の事務については同所所在の親族に分担させる必要がある場合等

事務分掌について

家庭裁判所は職権で、数人の成年後見人等が共同して、または事務を分掌して権限を行使すべきことを定めることができます。また、具体的な成年後見人等の関係・後見事務の内容に基づき、数人の成年後見人等として権限を共同行使することが望ましいか、分掌した方が望ましいかを判断します。

(4) 法人成年後見制度

法人成年後見人制度とは

法人成年後見人とは、自然人（個人）では無く、例えば福祉の事務に関して専門的な知識・能力・体制などを備えた法人を成年後見人等として選任することです。

成年後見人等に選任する法人としては、社会福祉協議会・福祉関係の公益法人・社会福祉法人のほか、成年後見人等の事務を行うことを目的として設立される公益法人・NPO法人等です。

なお、成年後見人等となる法人の資格には民法上別段の制限が設けられていないので、営利法人であるからといって排除されるわけではありません。

法人が成年後見人として適格性を調査する項目として以下のものが挙げられます。

当該法人の事業の種類、内容（事業目的）

法人としての資産、経営状況

本人との利害関係の有無

後見等を行う場合の内部の指揮命令（指導監督）態勢

実際の担当者の適格性

担当者の事務チェック体制 等

入所施設等との関係

本人が入所中の施設等の社会福祉法人を成年後見人等に選任する場合には利益相反関係があると考えられます。当該法人のほかに適切な候補者がおらず、利害関係に関する事項（当該法人が成年後見人等に選任された場合に期待される後見事務の内容、本人の資産への関与のあり方とその仕組み等）を考慮したうえで、適格性を欠くとまではいえない場合に限りこれを成年後見人等として選任することが考えられます。

(5) 家庭裁判所では相談受付

家庭裁判所では、成年後見人等の職務や事務についての相談に応じており、疑問点があったり、困ったことが起きた場合などには相談することができます。なお、実際に成年後見人等に選任されている方が家庭裁判所に相談・連絡する場合には、後見等開始の事件番号と本人の氏名も併せて伝えてください。

(6) 監督体制

家庭裁判所による監督

法定後見が開始された場合、家庭裁判所は、選任された成年後見人等に対しその事務についての報告を求めたり、あるいは本人の財産の状況を調査することができるほか、その事務について必要な処分を命じることや、成年後見監督人等を選任し

て監督にあたらせることができます。また、成年後見人等が不正行為をするなどその任務に適しない事由があるときには、家庭裁判所は成年後見人等を解任することができます。

任意後見では、家庭裁判所は、家庭裁判所が選任した任意後見監督人を通じて任意後見人を監督することになります。法定後見等と同様に、任意後見人にその任務に適しない事由があるときは任意後見人を解任することができます。

成年後見人監督人等による監督

成年後見監督人等は、成年後見人等の後見事務を監督し、報告や財産目録の提出を求めたり、必要な場合には後見事務を代行し、また成年後見人等に対する解任を家庭裁判所に請求することができます。

成年後見制度～利用の手引き～から引用

市町村長申立ての実務

市町村長は、認知症高齢者（65歳以上）・知的障害者・精神障害者等について、その方の福祉を図るために必要であると認めるときに後見・保佐・補助開始の審判を申立てることができます。

これは本人に配偶者または四親等内の親族がない場合や、あるいはこれら親族がいる場合でも音信不通の状況にあるなどの事情により、法定後見の開始の審判の申立てを期待できず、そのため市町村長が本人の福祉を図るために申立てを行うというものです。

市町村長申立の対象

本人に2親等以内の親族がない。

親族があっても音信不通の状態にあるなどの事情がある。

親族等による法定後見の開始の審判が行うことが期待できない。

介護保険やその他高齢者福祉サービス、付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される。

市町村長には、後見開始・保佐開始・補助開始の各審判、保佐人の同意権の範囲を拡張する審判、または代理権を付与する審判、補助人に同意権または代理権を付与する審判等の申立権が付与されています。

また、申立てに係る費用については原則的に本人の負担となります。ただし、申立ての手続きにあたって市町村長が費用を負担し、求償の手続きを取ることにも可能です。

1. 申立ての流れ

1. 情報の把握	2. 本人調査と検討
<p>親族、隣人、知人、民生委員 社会福祉協議会、地域包括支援センター 在宅介護支援センター、介護支援専門員、 福祉サービス提供事業者、社会福祉法人 中核地域支援センター、 医療機関、保健関連機関 当事者団体、NPO法人 その他、金融機関、警察 からの発見・連絡・相談・要請による。</p> <p>成年後見人等の選任が必要と思われる主な理由</p> <p>預貯金等の財産管理、遺産相続等法律行為の支援の必要がある。</p> <p>医療機関の受診や福祉サービスの利用等の契約に関して支援が必要である。</p> <p>悪徳商法や消費者金融などにより、経済的被害を受けたり、その可能性がある。</p> <p>親族等による虐待など権利侵害を防ぐ必要がある。</p> <p>成年後見制度では対応できないケース</p> <p>失業による生活困窮 経済的虐待に至った親族の生活支援 アルコール依存症等による浪費</p> <p>緊急の場合は 日常生活を維持することができず、緊急を要する場合は、「やむを得ない事由等による措置」を検討する。</p>	<p>寄せられた情報の事実関係を確認する。 本人の心身・日常生活の状況を把握し、申立てを行うべきかどうか検討する。</p> <p>認知症、知的障害または精神障害があるか？ 本人の判断能力はどの程度か。 本人の状態の目安</p> <p>後見 判断能力がほとんどない状態で、日常の買い物も自分ではできない程度の状態。</p> <p>保佐 判断能力が著しく不十分な状態で、日常の買い物程度は一人でできるが、不動産売買など重要な取引行為は困難な状態。</p> <p>補助 判断能力が不十分な状態であって、重要な取引は可能だが一人では不安のある状態。</p> <p>日常生活の状況 どのような不都合が生じていて、どのような支援が必要なのか。 家族、親族との関係 本人が申立経費、後見報酬を賄うことができるかどうか。 緊急性があるか。</p> <p>本人の意思</p>

3. 親族調査

戸籍調査

戸籍により二親等内の親族の有無を調査する。

戸籍謄本等の交付請求は「公用請求」で無料。切手を貼った返信用封筒が必要。

親族へ意思確認

2親等内親族がいる場合は、文書等により申立ての意思有無を確認する。

円滑な申立てが望めるのであれば、その者に申立を行うよう依頼する。

文書を送付しても回答がなかったり、連絡が取れなかったり、拒否するケースがある。その場合は、相当期間経過後にみなし決定を行う必要がある。

市町村申立てを進めるうえでの親族調査の考え方

本人に配偶者や2親等内の親族がいない。

本人に配偶者や2親等内の親族がいるが、申立てを拒否している。

本人に配偶者や2親等内の親族がいることを戸籍上確認できるが、音信不通の状況にあり、申立てを行おうとする3親等又は4親等の親族も明らかでない。

本人が親族から虐待または無視されている。

相続問題が生じる恐れのある場合は、推定相続人の調査も行っておく。

4. 後見登記の有無の確認

東京法務局に対し、「登記されていないことの証明書」(公用無料)を請求し、すでに後見開始の審判がなされていないことを確認する。

【請求方法】

「登記されていないことの証明申請書」により、切手を貼った返信用封筒(長3サイズ)を同封し、下記宛に送付する。

〒102-8226

千代田区九段南1-1-15

九段第2合同庁舎

東京法務局 民事行政部 後見登録課

03-5213-1234(代表)

03-5213-1360(ダイヤル)

申請書を受領してから発送するまで2~3日要する。

任意後見受任者等がいる場合は、対応を依頼する。

任意後見受任者が家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立を行い、選任をもって任意後見が開始される。

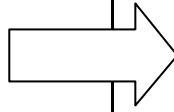
5. 診断書の作成依頼

主治医に診断書の作成を依頼する

判断能力など精神の状況については、精神神経科医による診断書が望ましいが、それ以外の診察科であっても、本人の精神状態がよくわかっているならばかかりつけ医でもよい。

診断書の様式・記載内容

「新しい成年後見制度における診断書作成の手引き」(最高裁判所作成)



6. ケース検討会議の開催

関係者を招集するし、市町村長申立ての対象となるか、必要性はあるか検討する。

検討事項

対象者に対する支援内容

市町村長申立の適否(客観性、公平性)

成年後見人等候補者

成年後見人等候補者の選任は家庭裁判所で行うが、申立時に候補者の有無を尋ねられることが多い。

申立て費用の負担

申立て費用については、原則として申立人、市町村長が負担する。

本人に財産がある場合、申立て費用を本人に求償することができる。(申立て時に市町村負担により予納することは必要)

申立費用を本人に求償する場合は、申立書の「申立ての実情」の末尾に「申立て費用は本人の負担とする旨の命令を求める。」と付記する。

7. 対象者の状況把握 申立書類の作成

対象者を訪問し、現在の状況を調査する。
財産目録及び収支予定表の作成に必要な資料を入手する。
本人の同意を得て、預貯金通帳類などのコピーをとる。
申立に必要な書類の作成を行う。

提出書類一覧

申立書類

申立書
申立書付票・親族関係図
本人の同意書
(保佐開始、補助開始で本人以外の申立ての場合)
本人の親族の同意書
代理権目録
(保佐開始、補助開始で代理権付与を求める場合)
同意行為目録
(保佐開始、補助開始で同意を要する行為の定めを求める場合)

本人に関する書類

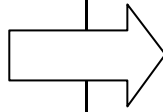
戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書
住民票の写し
後見登記されていないことの証明書
診断書及び診断書付票
(裁判所提出用の用紙)

本人の財産に関する書類

財産目録
本人の収支予定表

成年後見人等候補者についての書類

住民票の写し



本人の財産が侵害されている、またはそのおそれがある時など、緊急を要する場合は、「審判前の保全処分」を活用する。

申立時に「求める保全処分及び当該保全処分を求める事由(必要性等)」を具体的に説明し、申立書を提出する。また、証明する書類がある場合は提出する。

保全処分の例

財産管理者の選任
事件の関係人に対する本人の財産管理又は監護に関する事項の指示、
後見・保佐・補助命令

8. 申立ての決定

申立に必要な書類がそろったら、決裁により申立てを決定する。

9. 申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てる。

申立て先：本人住所地の家庭裁判所
(住民登録をしている場所とは必ずしも一致しない)

必要書類等の提出

申立て費用の予納

収入印紙(申立て手数料として)800円
保佐開始、補助開始で代理権付与及び同意権を要する行為の定めを求める場合にはそれぞれ収入印紙800円が別途必要

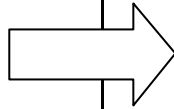
収入印紙(登記手数料として)2,600円
郵便切手 3,350円

内訳：500円切手 × 4枚
80円切手 × 15枚
10円切手 × 15枚

保佐開始、補助開始の場合、この他に
500円切手 × 2枚
10円切手 × 15枚

その他

鑑定料については、後日家庭裁判所から連絡があった場合に納付する。



10. 家庭裁判所による調査

家庭裁判所の調査官は本人の状況を調査したり、関係者に対して問い合わせなど行う。調査官は照会書に対する回答を求め、また、申立人、本人、関係者との面談による聞き取り調査を行う。

申立人に対する調査

申立の直接のきっかけ(介護サービスの契約、遺産分割など)

本人の生活状況、健康状態、経歴
配偶者・親・子・兄弟姉妹等の連絡先
積極財産、消極財産、収入、支出

成年後見人等候補者に対する調査

鑑定

本人の判断能力や障害の程度を判断するために、医師による鑑定を行うことがあります。

11. 後見開始等の審判

審判

裁判官である家事審判官が、当事者から提出された書類や家庭裁判所調査官が行った調査の結果等種々の資料に基づいて判断し、決定する。

職権で成年後見人等を選任する。

家庭裁判所から成年後見人等に後見開始等の審判の告知。本人へ通知される。

即時抗告

後見開始等の審判に対して、申立権者等は不服申立て（即時抗告）をすることができる。なお、後見人選任の部分については、即時抗告できない。

後見開始等の審判（審判の取消し）の申立が却下された場合も、申立人は即時抗告することができる。

即時抗告できる機関は告知のあった日から2週間

審判確定

即時抗告をしないで2週間が過ぎた場合や高等裁判所で即時抗告が認められなかった場合には裁判は確定する。

後見開始の審判は、確定することにより効力が生じる。

12. 法定後見開始（審判の確定）

家庭裁判所から東京法務局に審判内容が通知される。

東京法務局の登記ファイルに審判の内容の内所定の事項が記録される。（1か月程度）登記が完了すると、後見人等の請求により、「登記事項証明書」が発行される。

申立て費用の求償事務

審判書の申立て費用のうち、審判で認められた本人負担分について求償する。

申立て費用を求償したが、全額認められない場合や職権が発動されない場合は、「成年後見制度利用支援事業」の趣旨に基づき、補助金交付申請を行う。

成年後見人等の報酬事務

成年後見人等の報酬についても「成年後見制度利用支援事業」の趣旨に基づき、補助金交付する。

成年後見人等との引き継ぎ

成年後見人等の要請に応じて、可能な範囲で協力する。

定期的なケース会議

必要に応じ状況確認・必要な連携を行う。

